

# 青森県報

第百六十九号

令和二年  
六月十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 港湾協力団体の指定……………(港湾空港課) ……二

### 公 告

- 汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(上北地域) ……四
- 出先機関……………(上北地域) ……五
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……五
- 選挙管理委員会……………(上北地域) ……五
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(事務局) ……六

### 正 誤

## 告 示

### 青森県告示第五百二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	二	十和田市	令和二年六月一日

### 青森県告示第五百二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 保安林予定森林の所在場所  
西津軽郡深浦町大字深浦字杉山沢二二
- 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

○令和二年三月三十日号外第三十三号規則中……………(こどもみらい課) ……六

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条の二第一項の規定により、次の団体を港湾協力団体として指定したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
特定非営利活動法人あおもりみなとクラブ
- 二 住所  
青森市勝田二丁目二四の七
- 三 事務所の所在地  
青森市勝田二丁目二四の七

公 告

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

- 汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等 一式
- 二 賃貸借期間

令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

- 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

- 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知す

るものとする。

る。

4 提出期限

令和二年七月九日午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和二年七月二十七日午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階E会議室

令和二年七月二十八日午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、令和七年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to

be leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. July 27, 2020

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division  
 Department of General Affairs  
 Aomori Prefectural Government  
 2-4-30 Shinmachi  
 Aomori City, Aomori 030-0801  
 JAPAN  
 TEL 017-734-9160

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
令和二年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人弘前サクラオーバルズ
- 三 代表者の氏名  
安東 元吉
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字神田五丁目四の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く県民に対して、ラグビーを中心としたスポーツの普及・振興推進事業を行い、老若男女問わずスポーツを通じて教育・雇用の充実した豊かな地域社会づくりと、安全で快適な健康社会づくりの増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みちのく造園
- 二 代表者の氏名 玉熊訓
- 三 主たる営業所の所在地 青森市自由ヶ丘二丁目二の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二八）第一五四六七号
- 五 取消年月日 令和二年五月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
令和二年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社久保田建設
- 二 代表者の氏名 久保田誠
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二番町一の三三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一二二三三三号
- 五 取消年月日 令和二年五月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定
三沢市南山四丁目三五の五	七四・九九メートル	六・〇〇メートル	令和二年六月十二日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定によ

り告示する。

令和二年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
秋田谷建幸後援会	蝦名 正生	工藤 鶴美	つがる市下車力町盛野二九
伊藤良二後援会	伊藤 良二	伊藤 花江	つがる市木造照日一四の二
岡田実穂と青森に希望をつくる会	岡田 実穂	斉藤 美奈子	青森市安方一丁目三の二四
上林英一後援会	今 政重	上林 まち子	青森市大字浜田字玉川一五六の四
沢目正俊後援会	沢目 誠一	沢目 茂美	十和田市大字深持字下中平一の二
寺地則行後援会	佐藤 徹男	坂下 禎介	八戸市大字田向字向平八の一
花田進後援会	工藤 善司	一戸 俊道	五所川原市大字石岡字藤巻二一の二五
丸野達夫後援会	丸野 弘男	丸野 庸子	青森市大字三内字沢部二七五の二

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和二・三・三〇 号外第三三三号	規則	第三〇号	三	上	後ろか ら二	後ろか ら七	後ろか ら七
					同四を同備考 七とし	同備考中六を 八とし	同備考中六を 七とし
					同四を同備考 六とし	同四を同備考	同四を同備考

こどもみらい課

政党以外の政治団体		政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
沼山英隆後援会 (濱中 亮徳)	代表者	濱中 亮徳	大杉 忠雄	二・五・三		
鈴木孝雄後援会 (品川 新一)	代表者	品川 新一	工藤 光弘	二・五・六		
オールパーフェク ト(吉尾 悠)	代表者	吉尾 悠	白川 岳流	令 和 二・五・三		
自由民主党三戸町 支部 (竹原 義人)	代表者	竹原 義人	澤田 恵	令 和 二・五・二〇		
	主たる事務 所の所在地	三戸郡三戸町大 字斗内字清水田 三六の一	三戸郡三戸町大 字斗内字清水田 一一四			

青森県選挙管理委員会告示第二十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、  
 次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 令和二年六月十二日  
 青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
倉持晶郎後援会	倉持 晶郎	令和二・四・三〇

正 誤

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県  
 (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社  
 毎週月・水・金曜日発行  
 定価 小口一枚二付十五円